

ホテル又は旅館のバリアフリー客室基準の見直しに関する検討会（第3回検討会）

議事要旨

1. 日時：2018（平成30）年5月22日（火）10:00～12:00

2. 場所：経済産業省別館1階114 各省庁共用会議室

3. 議事要旨

3-1 開会

3-2 議事

3-2-1 ホテル又は旅館のバリアフリー客室基準の見直しに関する検討フロー

- ・事務局より資料1説明。
- ・質疑特になし

3-2-2 ホテル・旅館のバリアフリー化の現状等に関するアンケート調査結果追加分析、その他

- ・事務局より資料2説明。

3-2-3 ホテル又は旅館のバリアフリー客室基準等の見直しに関する方向性(案)

- ・事務局より資料3説明。

3-2-4 意見交換

（1）ホテル・旅館のバリアフリー化の現状等に関するアンケート調査結果追加分析、その他について（資料2）

- 資料2の1p「トイレ※1：当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車いす使用者用便房が設けられたものに限る。）が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合を除く。」「浴室等※2：当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等（車いす使用者用浴室等が設けられ、出入口基準を満たすもの）が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合を除く。」とあるが、※1、※2に該当するUDルームほどの程度あったのか教えて頂きたい。
- 資料2の3p「提示仕様を満たしたUDルームがない」と回答された客室のうち、共用の車いす使用者用浴室及びトイレによるただし書きの適用にあたる客室が何件あったのか教えて頂きたい。  
⇒ アンケートの設問では、ただし書き適用にあたる客室数を回答する様式となっていないため、アンケート結果から該当客室数を特定することは難しい。
- これらのただし書きの適用にあたる客室の件数が多い場合、同一フロア内にある多機能トイレや、ホテル内にある浴室を使うことになるが、客室から着替えて外にでるということではなく、トイレや浴室は客室内にあり、客室の中で完結するべきと考える。

- 当事者のヒアリングでは当事者（車いす使用者）の女性より、お化粧品や着替えをして客室から出て同一フロアの共用のトイレを使うのではなく、客室の中で完結するのがあるべき姿との意見があった。こういった使い勝手を考慮してほしい。
- 資料 2 の 4p では、平均客室面積 20 m<sup>2</sup>未満と 20 m<sup>2</sup>以上で分析を行っている。例えば、団体ごとやホテル系と旅館系などの内訳は出せないか  
⇒ アンケート回答で団体の属性はわかるが、複数の団体に登録しているものもある。
- 団体の属性で分析するのがよいのか。ホテルや旅館の性格や用途にもよるのではないか。
- ホテルと旅館の属性で分けた方がわかりやすいのではないか。また、地域別で知りたかったのは、都市部と観光地と施設の在り方が違うという意味であり、そういう意味でも各団体ごとの違いがあるのではないと推測する。
- 全旅連については、事業者であればだれでも加盟できる。宿泊事業者の組合組織であったり、1施設として加盟していることもあり、様々な方が加盟しているため、かえって分析しにくくなるのではないか。
- ホテル協会なら加盟するための規定、例えば客室の面積、レストランがあることなどが決められているはずである。
- ホテル協会は入会の際に「シングル 15 m<sup>2</sup>以上、ツイン以上、2 名以上で利用する場合は 22 m<sup>2</sup>以上の客室が全体の 50%以上あること」という基準がある。また、会員の情報はデータとして持ち合わせている。
- リゾート性が高いホテル・旅館の用途によって様々であると想定されるが、どの程度のものを整備するのが望ましいのか、事業者、設計者に対して見える形で示していく必要がある。
- 調査件数が少なく、属性によって偏る可能性もあるため、属性分析は今回は行わないこととする。

## （2）ホテル又は旅館のバリアフリー客室基準等の見直しに関する方向性(案)（資料 3）

- 方向性(案)-1 に「バリアフリー客室の設置数に係る基準を割合で定めるように見直す」とあるが、義務基準で 50 室以上のホテルを対象としていることについては、変更ないのか。また、「地方公共団体による地域の実情に応じた条例の整備を促進する」とあるが、条例で強化することを想定しているのか。  
⇒ 義務基準である延べ床面積 2000 m<sup>2</sup>以上かつ総客室 50 室以上を対象とすることについて基準の対象を変更することは考えていない。公共団体が条例を整備し、条例の中で基準の追加やスペック強化ができる現行のバリアフリー法の枠組で促進していくことを想定している。
- 旅館では、和室で畳、入口段差のある施設が多いなどバリアフリー対応が難しい事情がある。バリアフリーに限定せず、障害ごとの要望を聞いた部屋、対応をしていくように考えているところ。バリアフリー客室の制限は対応が難しいところがある。とはいえ、高齢者のお客さま、足の悪い方お客さまも増えているので、なんらかの対応は必要だと認識しており、「方向性(案)-2 客室の選択肢を増やす」に合致する客室づくりが必要と考える。

- シティホテル連盟では、旅館業法上の 9 m<sup>2</sup>以上あれば加盟される。
  - 観光庁の補助事業であるバリアフリー促進事業について補助率をもう少し上げていただけないか。また、申請にあたっての書類の準備に相当の手間と時間がかかる。やっと必要書類を揃えたが期限内に合わなかったなどの実態があると聞いているため、再考頂きたい。
  - 新たな基準がどうなるのかについて会員の皆様は心配をされている。日本の高齢化については、今の比率より上昇していく可能性もあることを踏まえるべきとの意見もある。既存の施設の経営者が新たな取り組みをする際に、厳しい経済状況の中で融資を受けづらいというのが現状である。中小規模の施設では新たな融資を受けにくいという地方からの意見は多い。
  - 観光庁の補助事業であるバリアフリー促進事業については、今回申し込みの締め切りがゴールデンウィーク明けであり、自身においても実際に間に合わなかったという経緯がある。本制度を適用して環境整備を進めたいが、1/2 補助であればかなりの費用負担が発生すること、窓口銀行がハードルになるところがある。夢と希望を持っているが、実現が難しいところもあり、そういったことも含めて一緒に取り組んで頂きたい。
  - 国際観光施設協会では、今回の見直しを受け、協会としてもバリアフリー客室について検討を始めたところである。検討の中で、まずは単位空間を決めていく必要があり、そのために基礎となる車いすや建具の寸法を押さえていこうと考えている。例えば車いすの回転半径は 1500 が標準であるが、もう少し小さくできるならスペースの配分が楽になるとも考えられる。「方向性（案）-2：客室の選択肢を増やす」について、「方向性-1」とも関連するが、バリアフリー客室を複数室化していく場合に、一律にバリアフリーとしての最大限スペックを盛り込むのではなく、様々なバリエーションを認めるという方向性があれば、今後計画する側も様々な提案をしていけるのではないかと考える。
  - 先ほど条例の話も出たので、自治体の方からもご発言をお願いしたい。
  - 大阪府の条例ではホテルの基準対象規模の引き下げとして、延床面積 2000 m<sup>2</sup>以上ではなく、1000 m<sup>2</sup>以上を対象としている。その場合、バリアフリー客室が 50 室以上を対象としているため、場合によっては 1000 m<sup>2</sup>以上で 50 室以上ない場合もある。そのような場合も共用のトイレや共用の大浴場が設置される場合はバリアフリー整備が必要となっている。
  - 大阪府では今回の国の動きを受け、福祉のまちづくり審議会の勉強会を本日開催している。ホテルの見直しについても検討しており、条例見直しの具体的な内容について検討中である。
  - バリアフリー客室の複数化と一般客室のバリアフリー化が方向性として示されているが、一般客室に関しては、なんらかの基準の設定を検討されているのか、設計のガイドラインで好事例を示しているのか、お聞きしたい
- ⇒ 一般客室については、平成 29.3 の設計標準の改訂で示したところである。今回の検討を踏まえ、一般客室も含め様々な客室について、ガイドラインの記載の充実を図りたいと考えている。
- 横浜市の福祉のまちづくり条例とバリアフリー法の委任条例を合体させて運用しているところ。平成 9 年 3 月の福祉のまちづくり条例で、客室は 1 以上設けて、総客室数が 100 を超えるときに 2 以上、平成 30 年 5 月の委任条例の際も部分は総客室数が 50 以上は 1 以上、客室総数 100 以上は 2 以

上として実施しており、今のところ変更する予定はない。

- 東京都では、建築物のバリアフリー条例はあるが、ホテル等の客室に関する基準はない。東京都でも検討を開始したところであり、「方向性（案）-1」の割合等を勘案しながら東京都としての検討をしていきたい
- 検討しているメンバーは。

⇒ 庁内で検討を始めたところである。皆様のご意見はうかがいたいと考えている。

- 今回のアンケートの結果について、606の回答数のうちUDルームの割合は0.4%、UDルームのあるホテルに対しても0.7%と数が少ない。また、資料2p6の表では、50室以上200室以下でトータル34のUDルームとなっている。基準で示されている50室以上に1にとどまっているのが現状である。海外の基準を参考にすれば、50室ごとに1部屋ずつ2%という平均的な割合で整備すべきであり、そのようなスピード感をもって取り組まないと2020のオリパラだけでなく、今後の観光への需要に対応しきれない。まずは50室に1部屋の制限をとりはざしていく必要がある。
- IPCの基準では一般客室のUD化を推奨している。一般客室をどのようにUD化していくかについては設計標準の見直しでは取り上げたが、一般客室についても義務として併せて取り組んでいかないと、これからの需要に対応できない。
- ADAは義務化基準であるが、500室までは階層的に厳しく設定されている一方、500室以上は規定が緩和されている。今回のアンケートでは200室が多かったが200室くらいが多いのかどうかホテルの客室数や規模別のデータがあるとよい。
- 今回提示された方向性（案）については、この方向性で概ねよいと考える。「方向性（案）-2 客室の選択肢を増やす」において、一般の客室のUD化に関する基準があれば整備が促進されるのではないか。
- 50室に1室のバリアフリー客室があればいいが、アンケートの分析にあるように、稼働率が10%下がるということであれば、事業者には負担となる。バリアフリー客室でなくても、使える部屋であればよく、「方向性（案）2-2 一般客室の整備」が必要である。
- UDルーム面積については、車いす回転スペースを確保するとなると25㎡あればいいのかなど、基準を満たす客室の大きさの目安はあった方がよい。
- 今回基準の見直しに関する3つの方向性が示されている。「方向性（案）-1 バリアフリー客室の複数室化」については、数全体を増やしていくことについて、絶対的な必要性があると考え。海外のデータをみても、遅れをとっている状況にあるため、どのレベルまで引き上げるかを今後検討すべき。
- 数の問題を考える上で、質の問題について多くの委員から指摘されている。数を増やすには一般客室のスペックをいかに上げていくかが重要なポイントである。
- 理想論でいえばきりがなく、稼働率を含めて現実論とどのように折り合いをつけていくか、片方が理想論でも現実が伴わなければ意味がない。今回が最終着地点ということではなく、理想に近づくためのステップとして1歩前進することが重要。

- その中で「方向性（案）-3 バリアフリー情報提供の促進」については、全体的な情報が不足していること、共通に理解をする部分が不十分であること、と考えられるため、可能性も含めて検討して頂きたい。
- 観光庁では平成 29 年度の補正予算 15 億円にて、ホテル、旅館のバリアフリーに関する補助金を創設したところである。5 月 8 日の第 1 回の締切後、現在集計、整理中である。電話問い合わせ対応等の中では、バリアフリー化について熱心に実施したいとの気持ちが伝わってきているとともに、準備時間が短く施工業者との調整が付かなかったとのご事情も聴いている。
- 補助率を上げてほしいとのご要望も頂いたが、東京都では補助率を上げている。こういった機運を受けながら今後検討していきたい。
- 情報発信については、観光庁として 1 月から関係者とともに検討会を設け協議、議論しているところである。利用者の方にわかりやすい情報発信について検討していきたい。
- 東京都ではホテル等の改修に対する補助を実施しているが、大阪府、横浜市ではどうか。
- 大阪府では、財政が厳しい状況により、ホテル、旅館に対するバリアフリー補助制度はない。
- 横浜市でもホテル、旅館に対するバリアフリー補助制度はない。
- 方向性（案）として 3 つの方向性が提示された。本検討会は、基準の見直しに関する検討会であり、基準の数値目標をどこにおくかが最終的な着地点となる。自治体の中では 2%とおいているところもあるが、アンケート結果を見れば、UD ルームがあるホテル・旅館は全体の 3 割、回答がないものを勘案すれば、実質的には全体の 1 割程度になるのではないか。また、UD ルームはアンケート回答全体の客室数の 0.4%、UD ルームのあるホテルの客室数の 0.7%という数値についても、現状はもっと厳しいとみる必要がある。日本には伝統的な旅館なども含まれるという事情もあるだろう。客室外にアクセシブルなトイレがあるといったことは日本ならではの事情を勘案すれば、全部否定しきれない。少しずつ改善していくような基準の設定を考えないといけない。
- また、基準の見直しに関し、事業者への啓発も重要である。事業者にとっては稼働率が重要となるが、そのために、リゾートで気持ちそがれるような規格製品つくられたバリアフリー客室や四角四面な標準的なバリアフリー客室ではない客室のスペックを考えていかななくてはならない。最近の好事例を参考にしながら、よりよいガイドラインの改善の方向を検討していく必要がある。
- 最終検討会は 6 月を予定している。今回具体的な数値目標を割合とすることが提示されたことを受け、次回に具体的な数値目標を検討したい。また、様々な客室の選択肢を増やすこと、高齢者、障害者に対応可能な客室を整備することについても引き続き検討したい。

### 3-3 その他

- ・ 次回第 4 回検討会は 6 月 12 日（火）10：00～開催予定 開催場所は後日連絡する。

### 3-4 閉会